

## 国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会開催要領

(目的)

第1条 この要領は、国道1号草津川トンネル跡両側敷地活用懇話会（以下、「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、国の事業における国道1号草津川トンネル撤去に伴う草津川跡地の利活用と、周辺道路の交通形態を検討するにあたり、関係団体の意見を聴くことを目的とする。

(検討事項)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について意見交換する。

- (1) 国道1号草津川トンネル跡両側敷地の活用全般に関する事項
- (2) 国道1号草津川トンネル撤去に伴う交通形態のあり方に関する事項
- (3) その他、必要な事項

(委員構成)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる関係団体より構成する。

- (1) 志津地区まちづくり協議会
- (2) 草津学区ひと・まちいきいき協議会
- (3) 大路区まちづくり協議会
- (4) 学識経験者
- (5) 民生委員・児童委員協議会
- (6) 草津まちづくり株式会社
- (7) 近畿地方整備局道路部
- (8) 近畿地方整備局滋賀国道事務所
- (9) 滋賀県
- (10) 栗東市

(会長および副会長)

第4条 懇話会に、会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選とする。

(会長および副会長の職務)

第5条 会長は、懇話会を招集し、その進行を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係人の出席)

第6条 懇話会は、必要に応じて関係者またはオブザーバーの出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 関係者またはオブザーバーは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 近畿地方整備局滋賀国道事務所
- (2) 滋賀県南部土木事務所

(3) 必要に応じて関係者以外の者の出席及び意見を聴くことができるものとする。

(代理出席)

第7条 会長は、懇話会への代理出席を認めることができる。

(公開)

第8条 懇話会は、原則として公開することとし、公開に関して必要な事項は別に定める。

(庶務)

第9条 懇話会の事務局は、草津市都市建設部草津川跡地整備課とする。

付 則

この要領は、平成25年10月21日から施行する。